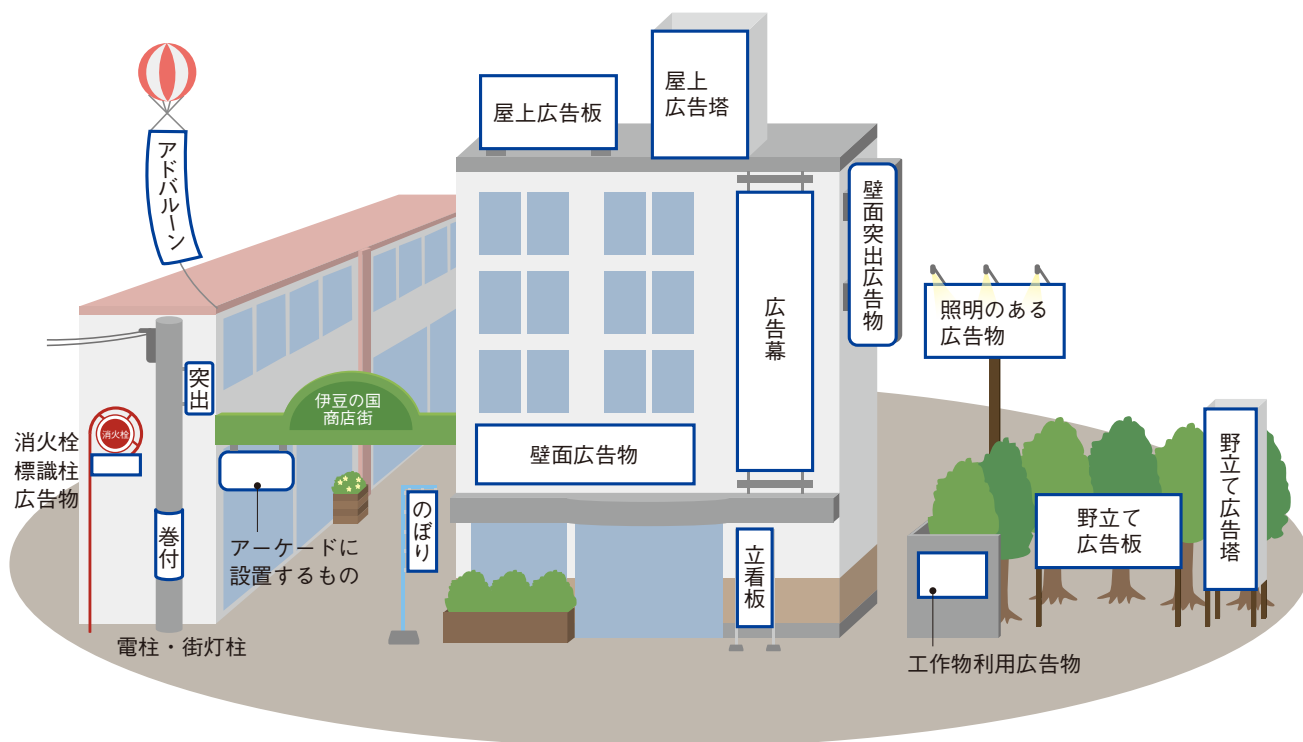


伊豆の国市

屋外広告物のしおり



令和8年1月改訂版



伊豆の国市

はじめに

〈世界遺産のあるまち・伊豆の国市にふさわしい取組〉

世界文化遺産である韮山反射炉をはじめとする歴史文化的資源や、多くの自然資源を有する伊豆の国市では、『伊豆の国市屋外広告物条例』を定め、屋外広告物（以下「広告物」という。）を適正に規制・誘導することで、良好な景観形成と公衆に対する危害を防止し、市民や来訪者が伊豆の国市の魅力を実感し、誇りを持てるまちづくりを目指します。

〈地域特性に応じた屋外広告物〉

広告物の設置に当たっては、周辺の景観に配慮し、調和が取れた魅力あるものとなるよう心がけていくことが重要です。

伊豆の国市は、東西の山々や市街地の源氏山などを背景に、韮山反射炉や長岡の温泉街などの歴史・文化の資源が多く、緑豊かで趣ある景観が身近に形成されています。

景観条例で定めた建築物同様、適切な形状や色彩の広告物を設置していただくため、市内共通のルールを設けています。

特に良好な景観の形成が求められる、韮山反射炉周辺、国道136号バイパス沿道について、「広告整備地区」に指定し、地区独自の広告物のルールを定めています。

地域の景観の向上につながるよう、デザイン、設置方法等に、適切な配慮をお願いします。

1 屋外広告物とは・・・

屋外広告物法では「屋外広告物」を次の4つの要件を満たすものとしています。（[屋外広告物法第2条](#)）

■「常時又は一定の期間継続して表示」されるもの

（街頭などで配られるビラやチラシは含まれません。）

■「屋外で表示」されるもの

（建物の内部や自動車の窓ガラスの内側に表示されるものは含まれません。）

■「公衆（不特定多数の人）に対して表示」されるもの

（駅の改札口の内側や野球場の中などに表示されるものは含まれません。）

■「看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出・表示」されるものやこれらに類するもの

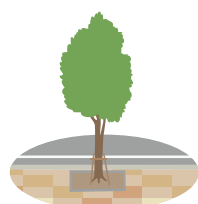
2 屋外広告物をつけてはいけない物件があります

公共性の高いものや安全上の理由から、原則として広告物をつけてはいけない物件があります。

市条例第4条



橋



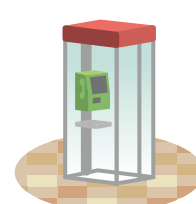
街路樹



道路標識



郵便ポスト



電話ボックス

3 多くの屋外広告物は、掲出する際に許可が必要です

伊豆の国市内には、屋外広告物の表示、設置を原則として禁止している地域（特別規制地域）や、設置する場合に許可が必要な地域（普通規制地域）などがあります。

市条例第3条、第5条、第7条



伊豆の国の誇れる景観を皆でつくりあげていきましょう

広告の種類

自家広告物

自己の氏名、名称、店名、商標、事業、営業内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所、作業場に表示、設置するもの



案内図板

名称、矢印、距離などの必要最小限の表示により、事業所等への誘導を図るもの



一般広告物

自家広告物や案内図板に該当しない広告物



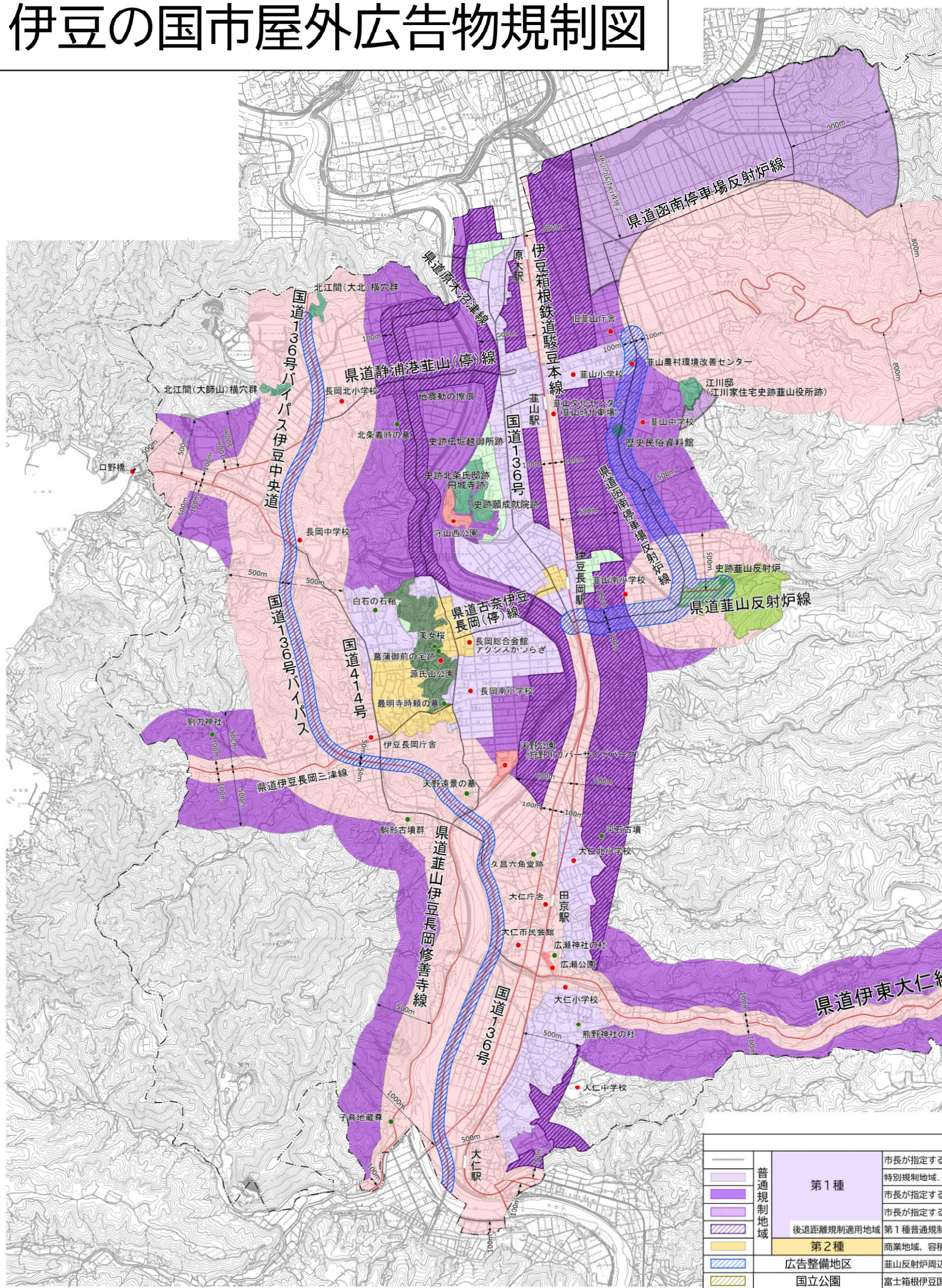
規制地域

特別規制地域 (原則、屋外広告物の表示等を禁止している地域)	第1種特別規制地域	特に良好な住環境の形成や自然環境、歴史景観の保全が望まれる地域	表示面積5㎡以内は許可申請不要	申請不要の表示面積を超えた場合、全ての広告物の許可申請が必要	全て許可申請が必要 注1)	設置不可
	第2種特別規制地域	国道の沿線など広告物が集中する恐れの高い地域や都市公園や学校などの公共性の高い施設の敷地				
普通規制地域 (原則、屋外広告物の表示に際し、事前に許可を受けなければならない地域)	第1種普通規制地域	市街地や主要な道路などの沿線の地域	表示面積10㎡以内は許可申請不要		全て許可申請が必要	全て許可申請が必要 注2)
	第2種普通規制地域	商業地域及び容積率300%以上の近隣商業地域	表示面積20㎡以内は許可申請不要			
広告整備地区 (地区の特性に合わせて、規制の強化を図る地域)	葦山反射炉周辺広告整備地区		表示面積4㎡以内は許可申請不要		全て許可申請が必要 注1)	設置不可
	国道136号バイパス沿道広告整備地区		表示面積5㎡以内は許可申請不要			

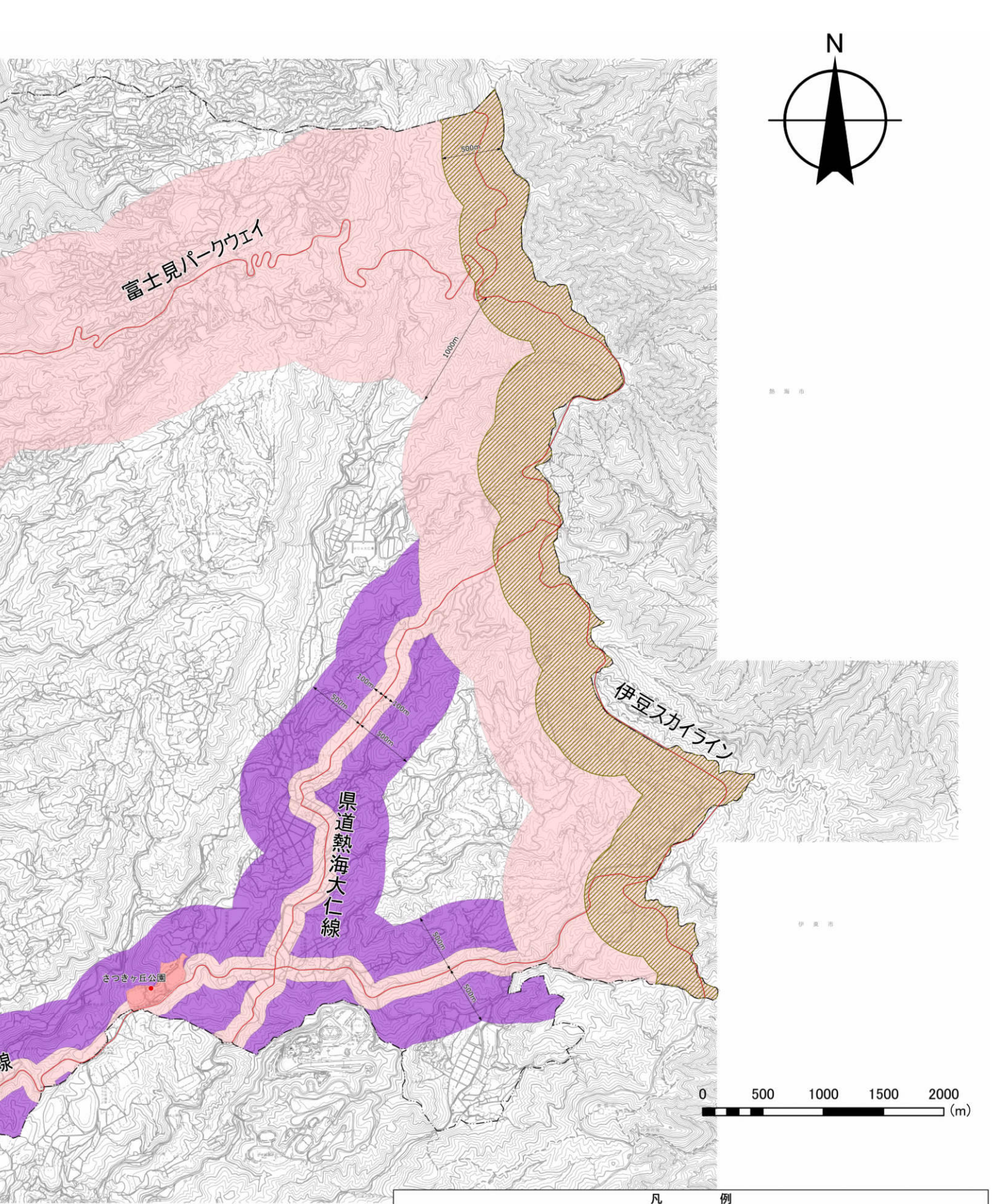
注1) 野立てのもの、電柱や街灯柱などを利用するもの、消火栓標識柱を利用するもの以外への広告物設置は不可。

注2) 告示で指定する幹線道路の両側100m以内又は鉄道の両側500m以内かつ用途地域以外の区域(後退距離規制適用地域)は、野立ての一般広告物は禁止。

伊豆の国市屋外広告物規制図



普通規制地域	第1種	市長が指定する特別規制地域、市長が指定する市長が指定する
第2種	商業地域、容積	第1種普通規制
広告整備地区	葦山反射炉周辺	
国立公園	富士箱根伊豆国	



凡	例
道路及び鉄道の区間	
第2種普通規制地域に含まれていない全ての用途地域	
道路及び鉄道から500m以内の等距離線の範囲内の地域	
道路及び鉄道から900m以内の等距離線の範囲内の地域	
別地域の内、道路から100m以内、鉄道から500m以内の区域	
商業率30%以上の近隣商業地域	
広告整備地区、国道136号バイパス沿道広告整備地区	
国立公園（特別地域）	

凡 例		
特別 規制 地域	第1種	第1種低層住居専用地域
		風致地区（源氏山公園一帯）
	第2種	国・県・市指定文化財関係、景観重要建造物、樹木
		景観重点整備地区（菰山反射炉周辺地区）
		市長が指定する道路及び鉄道の区間
		市長が指定する道路及び鉄道から1,000m以内の等距離線の範囲内の地域
その他		都市公園
		官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院及び公衆便所の敷地内

4 禁止広告物

次のような広告物は、規制地域内外に関わらず、どんな場合においても表示・設置することが禁止されています。

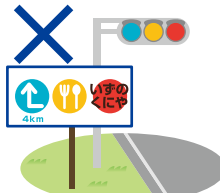
市条例第9条



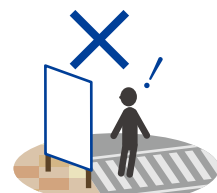
著しく汚染したものや
破損、老朽化したもの



倒壊や落下の
おそれのあるもの



信号機や道路標識に
類似したもの



交通の安全を阻害する
おそれのあるもの

5 許可の基準（主なもの）

広告物の種類や規制地域区分によって、面積や高さなどの基準が設けられています。
ここでは、規制地域を次のとおり省略して表記しています。

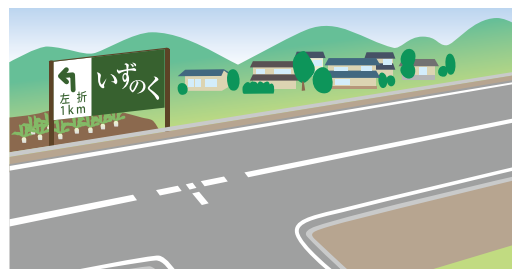
第1種特別規制地域	1特	第2種特別規制地域	2特	後退距離規制適用地域	後退
第1種普通規制地域	1普	第2種普通規制地域	2普		
韮山反射炉周辺広告整備地区	韮反	国道136号バイパス沿道広告整備地区			BP

1 自家広告物・案内図板・一般広告物の共通基準

- 蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないこと。
- 著しく汚染、退色、塗料のはく離したものでないこと。
- 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。
- 電飾設備は、昼間においても美観を損なわないものであること。
- 構造は、風雨等により破損、落下等のおそれのないものであること。
- 交通の妨害となるような位置に表示しないものであること。
- 信号機等の公共の用に供する工作物の効用を妨げないものであること。
- 色彩はその周辺の景観と著しく不調和でないこと。※運用基準あり。市HP掲載の「色彩について」参照。

色彩について

本市の自然景観や趣のある街並みに配慮し、高彩度色により周囲から突出させるのではなく、背景に融合する色彩を使用してください。



地色に配慮し周辺の自然と調和した広告物

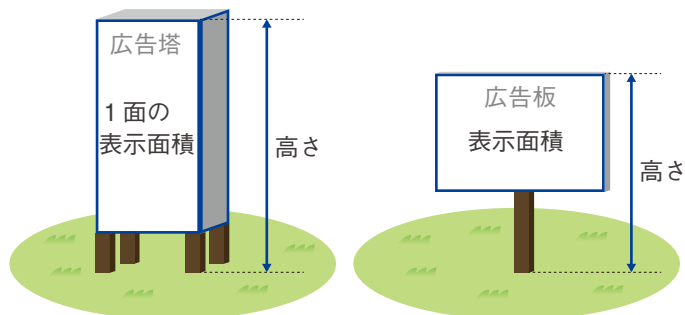
2 自家広告物の個別基準

1 野立てのもの

1特 2特 後退 1普 2普 葦反 BP

- 野立ての広告塔、広告板は、地上からの高さと表示面積の制限があります。

※高さが4mを超える場合は、建築基準法に基づく工作物の確認が必要です。

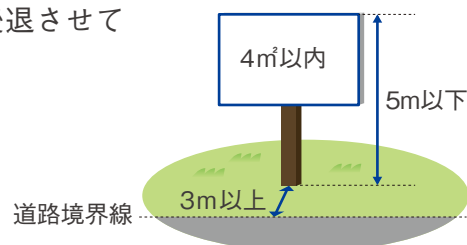


■地域ごとの高さと表示面積の基準

		1特	2特 後退 1普 2普 BP	葦反 (葦山反射炉周辺ゾーン)	葦反 (葦山反射炉アクセスゾーン)
広告塔	高さ	10m以下	15m以下	5m以下	
	1面の表示面積	30㎡以内		4㎡以内	10㎡以内
広告板	高さ	5m以下			
	表示面積の合計	30㎡以内		4㎡以内	10㎡以内

葦反 (葦山反射炉周辺ゾーン)

- 葦山反射炉周辺ゾーンでは、県道の接道部から3m以上後退させて設置してください。

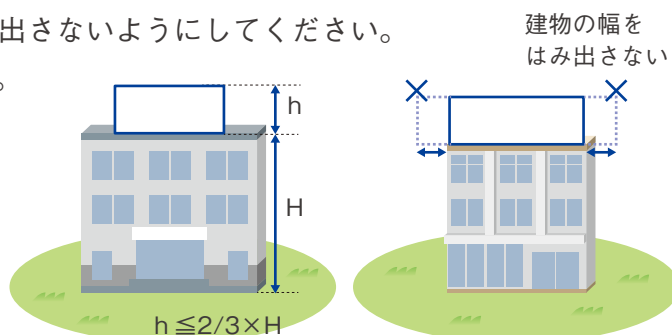


2 建築物の屋上に設置するもの

1特 2特 後退 1普 2普 葦反 BP

- 広告物の高さ(h)は、建物の高さ(H)の2/3以下、かつ一定の基準以下。
- 広告物は、建物の壁面(建物の横幅)をはみ出さないようにしてください。
- 木造建築物の上には設置しないでください。

※高さが4mを超える場合は、建築基準法に基づく工作物の確認が必要です。



■地域ごとの高さ(h)の基準

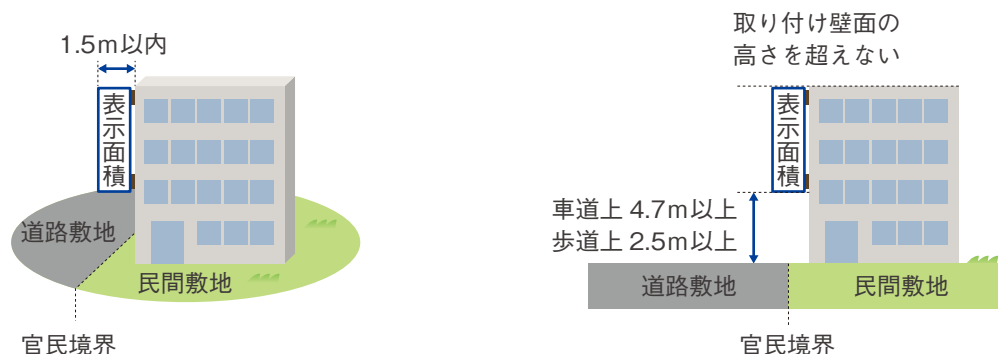
1特	2特 BP	後退 1普 2普	葦反
5m以下	10m以下	15m以下	設置不可

3 建築物の壁面から突き出すもの

1特 2特 後退 1普 2普 葦反 BP

- 壁面突出広告は、1面の表示面積は一定の基準以内、出幅は取り付ける壁面から1.5m以内。
- 車道にはりだす場合は、広告物の下端が4.7m以上。歩道にはりだす場合は、2.5m以上。
- 広告物は、取り付ける建物の高さを超えないください。

※道路上空に突き出す場合は、道路法に基づく道路占用の許可と道路交通法に基づく道路使用の許可が必要です。



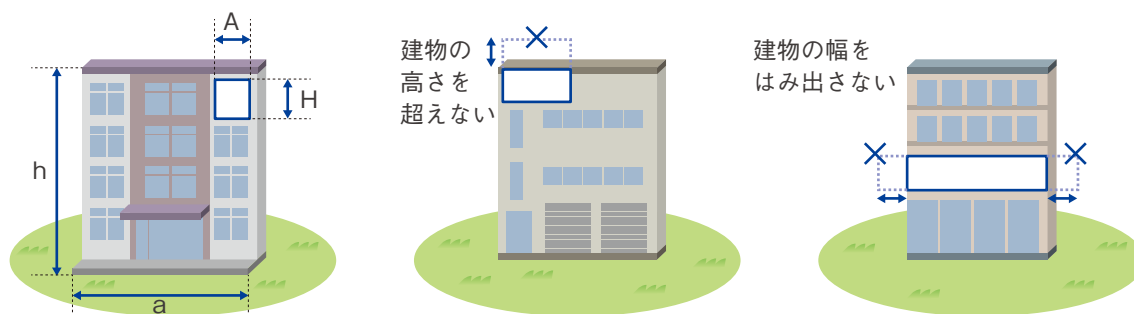
■地域ごとの1面の表示面積の基準

1特 2特 後退 1普 BP	2普	葦反 (葦山反射炉周辺ゾーン)	葦反 (葦山反射炉アクセスゾーン)
20㎡以内	制限なし	設置不可	10㎡以内

4 建築物の壁面を利用するもの

1特 2特 後退 1普 2普 葦反 BP

- 建築物の壁面を利用するものは、表示面積の制限があります。
- 広告物は、建物をはみ出さないようにしてください。



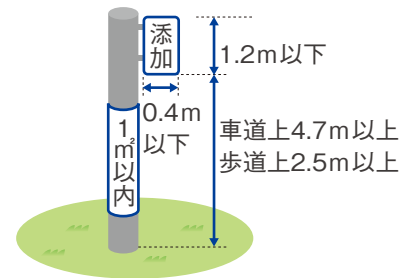
■地域ごとの1面の表示面積の基準

1特 2特 後退 1普 BP	2普	葦反 (葦山反射炉周辺ゾーン)	葦反 (葦山反射炉アクセスゾーン)
取り付ける壁面の面積($a \times h$)の $1/5$ 以内または15㎡以内(壁面積が300㎡以上の場合は、取り付ける壁面の面積の $1/10$ 以内または60㎡以内)	取り付ける壁面の面積($a \times h$)の $1/5$ 以内または15㎡以内	4㎡以内	10㎡以内

5 電柱、街灯柱その他これらに類するものを利用するもの

1特 2特 後退 1普 2普 葎反 BP

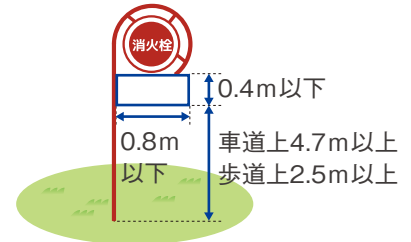
- 電柱(街灯柱)に添加する広告物は、電柱(街灯柱)1本につき1個で、大きさは縦1.2m以下、横0.4m以下とし、下端は地上4.7m以上。(歩道上は2.5m以上)。
- 電柱(街灯柱)に巻き付ける広告物は、1本当たりの表示面積の合計は1㎡以内。



6 消火栓標識柱を利用するもの

1特 2特 後退 1普 2普 葎反 BP

- 標識柱1本につき1個で、大きさは縦0.4m以下、横0.8m以下とし、下端は地上4.7m以上。(歩道上は2.5m以上)。



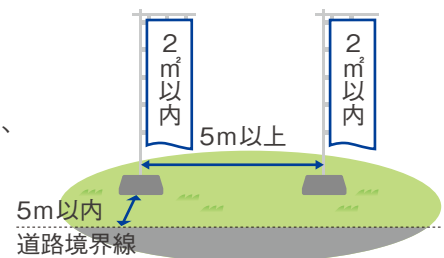
7 のぼり

1特 2特 後退 1普 2普 葎反 BP

- 1本当たりの表示面積は、1面につき2㎡以内。
- 道路の路肩から5m以内の場所に表示し、又は設置する場合は、相互に5m以上離してください。

葎反

- のぼりの設置数は1敷地8点以内、設置期間は100日以内。

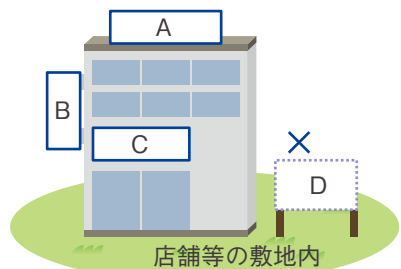


8 広告塔、広告板の1敷地総量

葎反 (葎山反射炉周辺ゾーン)

- 1敷地内に表示する総数は3点以内、表示面積の総計は10㎡以内。

1敷地内の表示面積の合計
=A+B+Cの表示の合計 $\leq$ 10㎡



葎反 (葎山反射炉アクセスゾーン)

- 1敷地内に表示する総数は4点以内、表示面積の総計は30㎡以内。

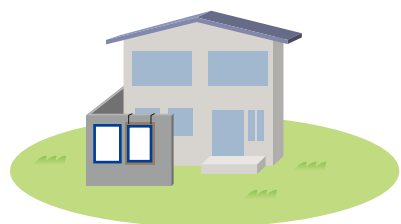
9 はり紙、はり札、立看板の1敷地総量など

葎反 (葎山反射炉周辺ゾーン)

- 1敷地内に表示する総数は5点以内、表示面積の総計は1.5㎡以内。

葎反 (葎山反射炉アクセスゾーン)

- 1敷地内に表示する総数は7点以内、表示面積の総計は2㎡以内。



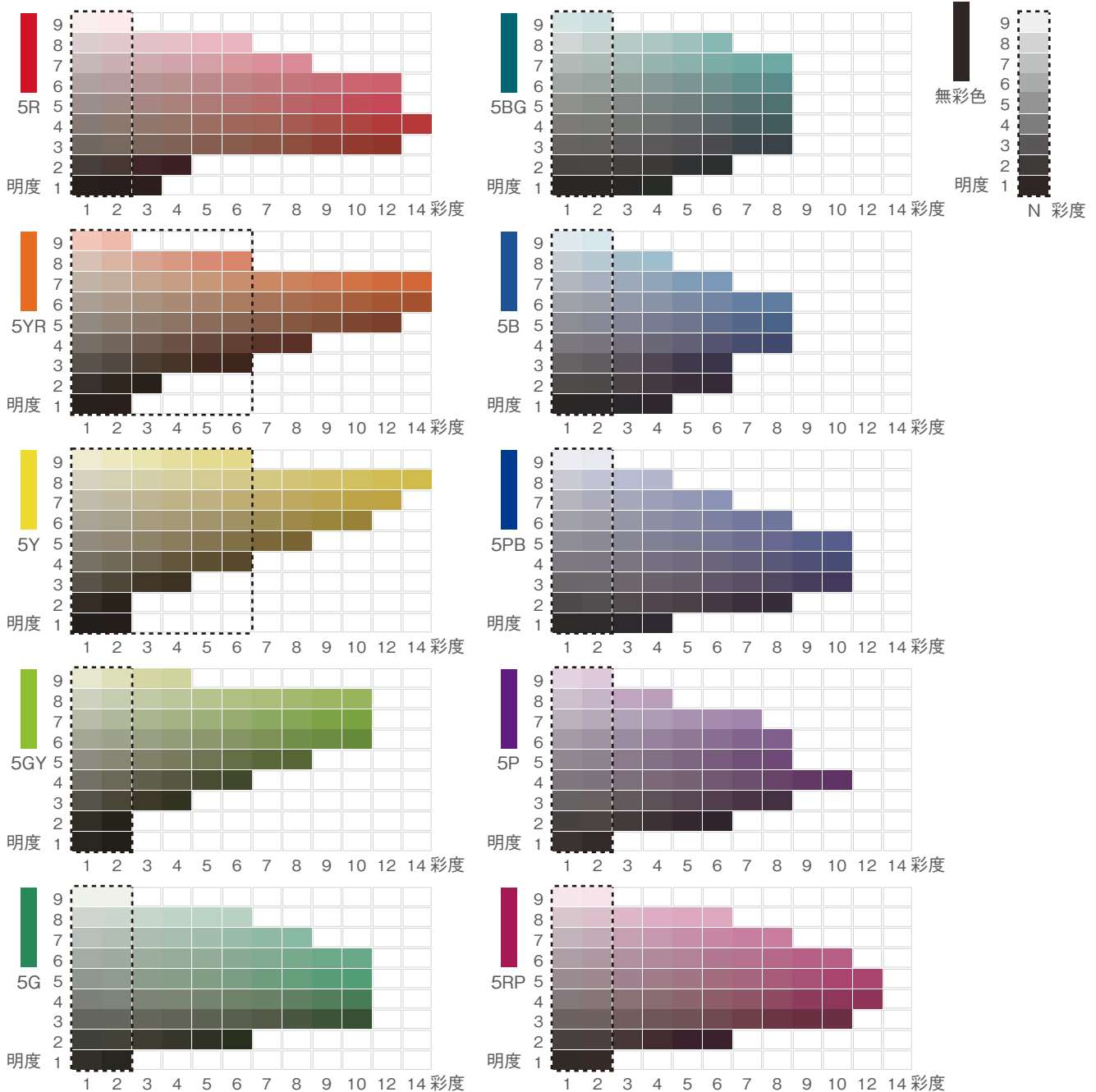
1敷地内のはり紙、はり札、立看板の
表示面積の総計は1.5㎡以内(2㎡以内)

10 色彩

【蕚反】

- 広告物の地の色彩は、色相0YR～5Y（黄赤系色）を使用する場合は彩度6以下、その他の色相を使用する場合は彩度2以下としてください。

■ 広告物の地に使用できる色彩の例（点線枠内の色彩を使用してください）



3 一般広告物の個別基準

1 普 2 普 【後退】

- 前掲の「自家広告物」の基準を守ってください。

【後退】

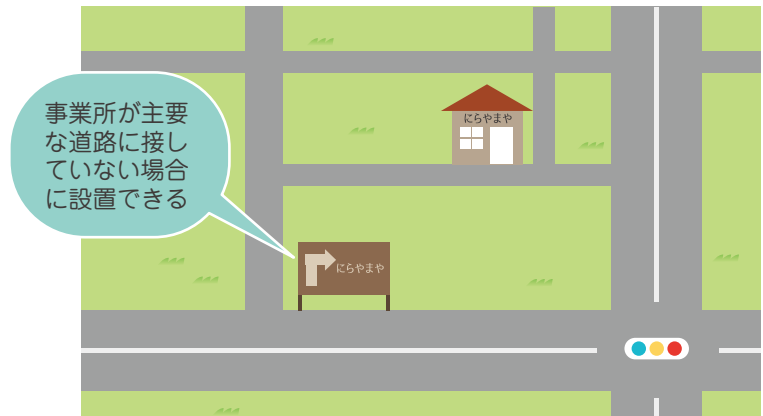
- 後退距離規制適用地域には、野立ての一般広告物は出せません。

4 野立て案内図板の個別基準

1 設置の条件

1特 2特 後退 葎反 BP

- 案内図板は、事業所等が主要な道路に接していない場合その他のやむを得ない場合に表示し、又は設置する必要最低限のものに限ることとしています。



2 距離

1特 2特 後退 葎反 BP

- 案内図板は、基本的には、事業所等から10km以上離れた場所に設置することはできません。

3 相互間距離

1特 2特 後退 BP

- 案内図板の相互間距離は、左右方向に50cm以上かつ前後方向に5m以上離してください。



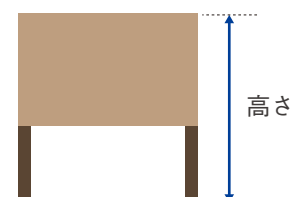
葎反

- 案内図板の相互間距離は、左右方向に50cm以上かつ前後方向に10m以上離してください。

4 高さ

- 案内図板は、地上からの高さの制限があります。

1特 2特 後退 BP	1普 2普	葎反
5 m以下	広告塔は15m以下、 広告板は5m以下	4 m以下



※高さが4mを超える場合は、建築基準法に基づく工作物の確認が必要です。

5 面積

1 特 2 特 後退 1 普 2 普 BP

- 案内図板等に表示される広告(案内広告)の表示面積は、片面 3m^2 以内の表示が原則。
- 表側と同じものをぴったりくっつけて表示するときのみ裏側にも表示可能。

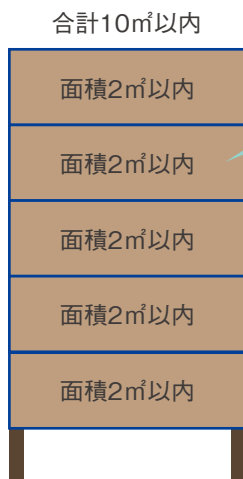


表面： 3m^2 以内

裏面： 3m^2 以内

表側とぴったりくっつける場合、裏側にも表示可能

- 5 者以上が協同で案内図板を設置する場合においては、表示面積の基準が緩和されます。



面積の合計 10m^2 以内
(1者当たり 2m^2 以内)

表面： 10m^2 以内

裏面： 10m^2 以内

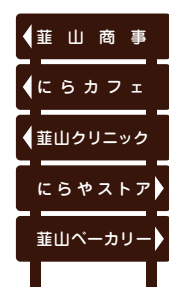
表側とぴったりくっつける場合、裏側にも表示可能

葦反 (葦山反射炉周辺ゾーン)

- 1 者単独の案内図板は設置できません。
- 表示面積は、片面 0.8m^2 以内の表示が原則。
- 協同看板 (5 者以上) の場合、表示面積は合計 3m^2 以内。1 者当たりの表示面積 0.6m^2 以内。



2～4者以上の場合
合計 0.8m^2 以内



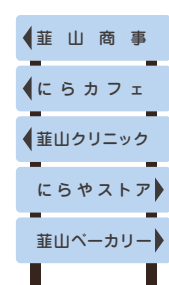
5者以上の場合
合計 3m^2 以内

葦反 (葦山反射炉アクセスゾーン)

- 1 者単独の案内図板は設置できません。
- 表示面積は、片面 1.2m^2 以内の表示が原則。
- 協同看板 (5 者以上) の場合、表示面積は合計 5m^2 以内。1 者当たりの表示面積 1m^2 以内。



2～4者以上の場合
合計 1.2m^2 以内

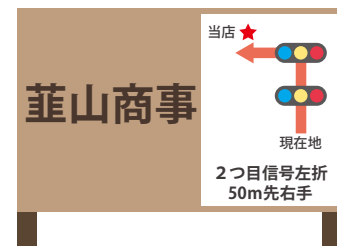


5者以上の場合
合計 5m^2 以内

6 案内広告の内容

1特 2特 後退 1普 2普 蕤反 BP

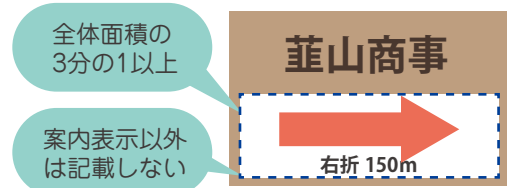
- 案内、誘導のための必要最小限の内容（事業所等の名称、矢印、距離など）を表示してください。
- 地図は表示できません。
- 診療科目は表示できます。



7 案内表示の面積

1特 2特 後退 1普 2普 蕤反 BP

- 矢印、距離などの案内又は誘導を目的とした表示（「案内表示」）を記載するスペースは板面の表示面積の3分の1以上とします。



8 写真・イラスト

1特 2特 後退 1普 2普 蕤反 BP

- 案内図板に写真や絵を使用しないでください（商標を除く。）。



9 電飾設備の使用

1特 2特 後退 1普 2普 蕤反 BP

- 景観を阻害するような動光（電光掲示）、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したもの（案内広告の表示面を直接照らすものを除く。）は使用できません。

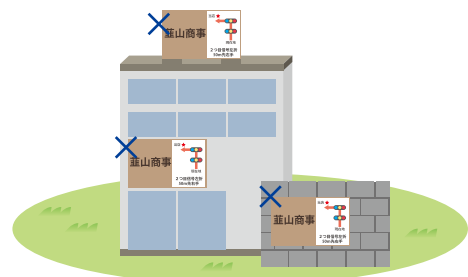


「案内広告の表示面を直接照らすもの」の例

10 建築物等の利用

1特 2特 蕤反 BP

- 案内図板として設置できるものは、野立てのもの、電柱、街灯柱、消火栓標識柱を利用するものだけです。



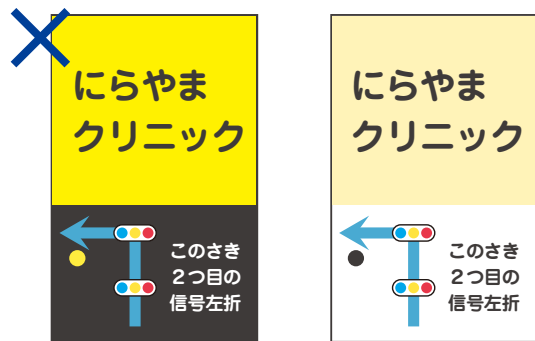
後退 1普 2普

- 市条例施行規則 別表第2「建築物を利用するもの・工作物等を利用するもの」の基準を満たす場合、建物の屋上や壁面、塀に、許可を受けて案内図板を設置することができます。

11 色彩

1 特 2 特 後退 1 普 2 普

- 地（文字、矢印以外の部分）には派手な色彩（高彩度色）と真っ黒に近い色（低明度色）を使用しないでください（明度3以上かつ彩度8以下）。



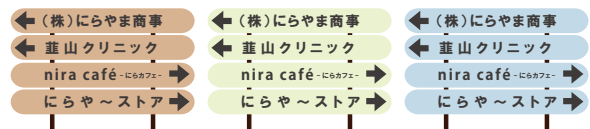
葎反（葎山反射炉周辺ゾーン）

- 地の色彩はダークブラウン（10YR2/1程度）、文字等は白色。



葎反（葎山反射炉アクセスゾーン）

- 地の色彩は、色相0YR～5Y（黄赤系色）を使用する場合は彩度6以下、その他の色相を使用する場合は彩度2以下。使用できる色彩の例は前掲P10参照。



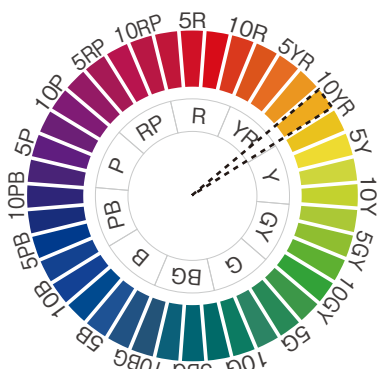
BP

- 使用できる色彩を次のとおり制限しています。

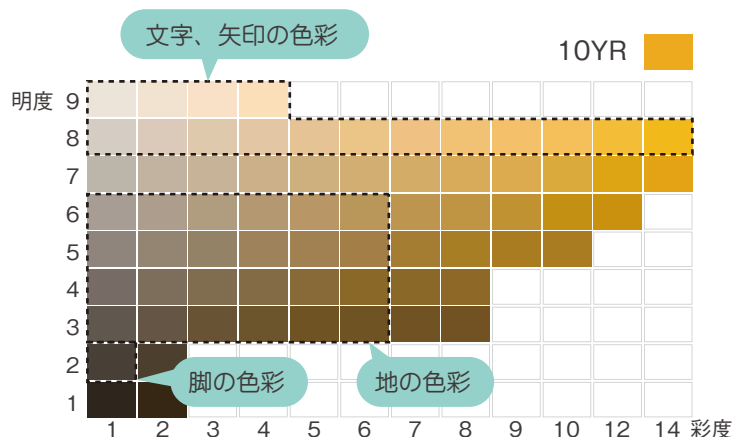
- ・ 地：色相10YR、明度3～6、彩度1～6。
- ・ 文字や矢印：色相10YR、明度8以上。
- ・ 色数：地は1色。文字や矢印は3色以内。
- ・ 脚の色：ダークブラウン（10YR2/1程度）。



■使用できる色相



■使用できる明度・彩度

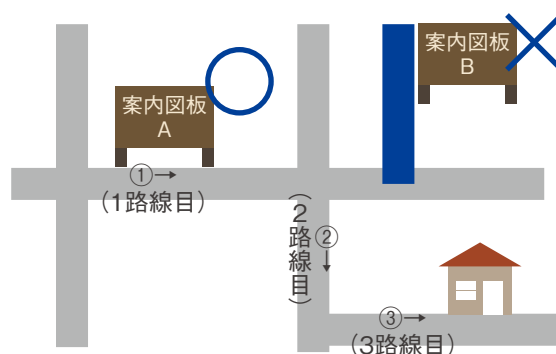


12 設置場所

■反 (葦山反射炉周辺ゾーン)

- 事業所等まで3路線以内で誘導できる場所、かつ主要な交差点に案内図板を設置してください。

- ・ 右図の場合、案内図板Aは、事業所まで3路線通過することになり、設置できます。
- ・ 案内図板Bは、事業所まで4路線通過することになるため、設置できません。



13 協同看板

■反

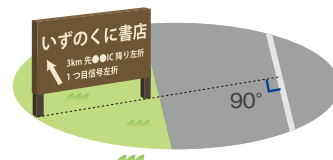
- 協同で案内図板を設置する場合、高さ、大きさ、色彩、素材、デザインをそろえてください。



14 板面の角度

■BP

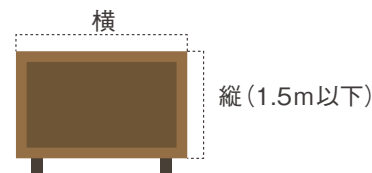
- 板面の角度を国道136号バイパスの道路中心線に対し90°に統一することとします。



15 長さ

■BP

- 板面の縦の長さは1.5m以下、横の長さを縦の長さより長くしてください。



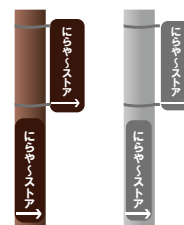
5 電柱等を利用する案内図板の基準

1特 2特 後退 1普 2普 ■反 ■BP

- P9の「5電柱、街灯柱その他これらに類するものを利用するもの」の基準を守ってください。

■反 (葦山反射炉周辺ゾーン)

- 地の色彩は、電柱と調和する色彩とし、文字や矢印は白色とします。
- 使用する色数は2色以内としてください。



■反 (葦山反射炉アクセスゾーン)

- 地の色彩は、色相0YR～5Y(黄赤系色)を使用する場合は彩度6以下、その他の色相を使用する場合は彩度2以下。使用できる色彩の例は前掲P10参照。

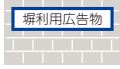
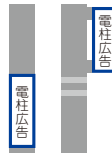
■BP

- 地の色彩は、色相10YR、明度3～6、彩度1～6。文字や矢印の色彩は、色相10YR、明度8以上。使用できる色彩の例は前掲P14参照。
- 使用する色数は、地は1色、文字や矢印は3色以内としてください。

■ 屋外広告物の許可の基準の概要①

広告物の種類	区分	第1種特別規制地域	第2種特別規制地域	区分	第1種普通規制地域	第2種普通規制地域
野立広告塔・ 広告板  	自家	広告塔 高さ 地上10m以下 面積 1面30㎡以内	広告塔 高さ 地上15m以下 面積 1面30㎡以内	自家	広告塔 高さ 地上15m以下、面積 1面30㎡以内	
		広告板 高さ 地上5m以下、面積 合計30㎡以内			広告板 高さ 地上5m以下、面積 合計30㎡以内	
	案内	やむを得ない場合に事業所等へ誘導するもの 事業所等までの道のりは10km以内 相互間距離は左右50cm以上、前後5m以上 高さ 地上5m以下 面積 1面3㎡以内（5者以上の協同表示は1面10㎡以内、1者当たり2㎡以内） 事業所等の名称、矢印、距離等の必要最小限の表示 サービス内容、電話番号、地図、写真、絵不可（商標、診療科目は可） 案内表示のスペースは板面の表示面積の1/3以上 地の色彩は明度3以上かつ彩度8以下 動光、点滅照明、ネオン照明等は使用不可		案内	広告塔 高さ 地上15m以下 広告板 高さ 地上5m以下 面積 1面3㎡以内（5者以上の協同表示は1面10㎡以内、1者当たり2㎡以内） 事業所等の名称、矢印、距離等の必要最小限の表示 サービス内容、電話番号、地図、写真、絵不可（商標、診療科目は可） 案内表示のスペースは板面の表示面積の1/3以上 地の色彩は明度3以上かつ彩度8以下 動光、点滅照明、ネオン照明等は使用不可	
	一般	後退距離規制適用 地域の追加基準 やむを得ない場合に事業所等へ誘導するもの 事業所等までの道のりは10km以内 相互間距離は左右50cm以上、前後5m以上 高さ 地上5m以下		一般	広告塔 高さ 地上15m以下、面積 1面30㎡以内 広告板 高さ 地上5m以下、面積 合計30㎡以内 一般広告への矢印、距離等の表示不可 用途地域に掲示する場合を除き、市長が指定する道路から100m以上、鉄道から500m以上離れていること	
屋上広告 	自家	高さ 建物の高さの2/3以内かつ5m以下	高さ 建物の高さの2/3以内かつ10m以下	自家	高さ 建物の高さの2/3以内かつ15m以下	
	案内	壁面からの突出不可、木造建築物の上不可		案内	壁面からの突出不可、木造建築物の上不可	
壁面突出広告 	自家	下端 歩道上は地上2.5m以上、車道上は地上4.7m以上 壁面の上端以下 外壁からの出幅1.5m以下 面積 1面20㎡以内		自家	下端 歩道上は地上2.5m以上、車道上は地上4.7m以上 壁面の上端以下 外壁からの出幅1.5m以下 面積 1面20㎡以内	
	案内	一般 掲示不可		案内	一般 掲示不可	
壁面利用広告 	自家	面積 〈壁面1面が300㎡未満〉 壁面積1/5以内または15㎡以内 〈壁面1面が300㎡以上〉 壁面積1/10以内または60㎡以内 壁面の端からの突出不可、窓等の開口部不可		自家	面積 〈壁面1面が300㎡未満〉 壁面積1/5以内または15㎡以内 〈壁面1面が300㎡以上〉 壁面積1/10以内または60㎡以内 一般広告への矢印、距離等の表示不可	面積 壁面積1/5以内または15㎡以内
	案内	一般 掲示不可		案内	壁面の端からの突出不可、窓等の開口部不可	

■ 屋外広告物の許可の基準の概要②

広告物の種類	区分	第1種特別規制地域	第2種特別規制地域	区分	第1種普通規制地域	第2種普通規制地域
塀利用の看板 	自家	面積 〈塀1面が300㎡未満〉 塀面積1/5以内または15㎡以内 〈塀1面が300㎡以上〉 塀面積1/10以内または60㎡以内 塀の上端や両端からの突出不可		自家 案内 一般	面積 〈塀1面が300㎡未満〉 塀面積1/5以内または15㎡以内 〈塀1面が300㎡以上〉 塀面積1/10以内または60㎡以内 一般広告への矢印、距離等の表示不可	面積 塀面積1/5以内または15㎡以内
	案内 一般	掲示不可			塀の上端や両端からの突出不可	
アーケードに 添加する 広告物	自家 案内 一般	掲示不可		自家 案内 一般	下端 地上2.5m以上 規格 縦0.4m以下、横1.35m以下、幅0.3m以下、 同一街区内は同一規格	
電柱・街灯柱 等を利用する 広告物 	自家 案内	突き出すもの 規格 縦1.2m以下、横0.4m以下 下端 歩道上は地上2.5m以上、 車道上は地上4.7m以上 個数 1本につき1個 巻き付けるもの 面積 1本当たりの合計1㎡以内		自家 案内 一般	突き出すもの 規格 縦1.2m以下、横0.4m以下 下端 歩道上は地上2.5m以上、 車道上は地上4.7m以上 個数 1本につき1個 巻き付けるもの 面積 1本当たりの合計1㎡以内	
	一般	掲示不可				
消火栓標識柱 を利用する 広告物 	自家 案内	つり下げるもの 規格 縦0.4m以下、横0.8m以下 下端 歩道上は地上2.5m以上、 車道上は地上4.7m以上 個数 1本につき1個		自家 案内 一般	つり下げるもの 規格 縦0.4m以下、横0.8m以下 下端 歩道上は地上2.5m以上、 車道上は地上4.7m以上 個数 1本につき1個	
	一般	掲示不可				
はり紙・ はり札・ 立看板 	自家 *1	面積 〈壁面・塀1面が300㎡未満〉 壁・塀面積1/5以内または15㎡以内 〈壁面・塀1面が300㎡以上〉 壁・塀面積1/10以内または60㎡以内 壁面・塀の上端や両端からの突出不可、 窓等の開口部不可		自家 案内 一般 *2	面積 〈壁面・塀1面が300㎡未満〉 壁・塀面積1/5以内または15㎡以内 〈壁面・塀1面が300㎡以上〉 壁・塀面積1/10以内または60㎡以内	面積 壁・塀面積1/5以内 または15㎡以内
	案内 一般	掲示不可			壁面・塀の上端や両端からの突出不可、 窓等の開口部不可	
アド バルーン 	自家	規格 縦20m以下、横1.5m以下、 ロープの長さは取付箇所から50m以下		自家 案内 一般	規格 縦20m以下、横1.5m以下、 ロープの長さは取付箇所から50m以下	
	案内 一般	掲示不可				
広告幕 	自家	道路を横断するもの 幅1m以下、下端は地上5m以上 壁面・塀を利用するもの 上記*1を参照		自家 案内 一般	道路を横断するもの 幅1m以下、下端は地上5m以上 壁面・塀を利用するもの 上記*2を参照	
	案内 一般	掲示不可				
のぼり 	自家	1本当たり1面2㎡以内 道路境界から5m以内の場合、相互間隔は5m以上		自家 案内 一般	1本当たり1面2㎡以内 道路境界から5m以内の場合、相互間隔は5m以上	
	案内 一般	掲示不可				

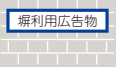
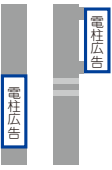
< 共通の基準 >

- | | |
|----------------------------|---------------------------|
| a 蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しない。 | e 構造は、風雨等により破損等のおそれのないもの。 |
| b 著しく汚染、退色したものでない。 | f 交通の妨害となるような位置に表示しない。 |
| c 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないもの。 | g 信号機等の効用を妨げない。 |
| d 電飾設備は、昼間においても美観を損なわないもの。 | h 色彩はその周辺の景観と著しく不調和でない。 |

■ 屋外広告物の許可の基準の概要③ 広告整備地区

広告物の種類	区分	葦山反射炉周辺広告整備地区		区分	国道136号バイパス沿道広告整備地区
		葦山反射炉周辺ゾーン	葦山反射炉アクセスゾーン		
全般	自家	地の色彩は色相0YR～5Yは彩度6以下、 その他の色相は彩度2以下		自家	
	案内	1敷地内の総量 広告板等3点以内かつ 10㎡以内 はり紙等5点以内かつ 1.5㎡以内	1敷地内の総量 広告板等4点以内かつ 30㎡以内 はり紙等7点以内かつ2 ㎡以内	案内	
野立広告塔・ 広告板	自家	広告塔 高さ 地上5m以下 面積 1面4㎡以内 広告板 高さ 地上5m以下 面積 合計4㎡以内 県道から3m以上後退	広告塔 高さ 地上5m以下 面積 1面10㎡以内 広告板 高さ 地上5m以下 面積 合計10㎡以内	自家	広告塔 高さ 地上15m以下 面積 1面30㎡以内 広告板 高さ 地上5m以下 面積 合計30㎡以内
	案内	単独の設置不可、協同表示の場合はデザインの 共通化 相互間距離は左右50cm以上、前後10m以上 高さ 地上4m以下	面積 1面0.8㎡以内（5者以上 の協同表示は1面3㎡ 以内、1者当たり0.6㎡ 以内）	案内	相互間距離は左右50cm以上、前後5m以上 板面の縦の長さ1.5m以下、横の長さ＞縦の長さ 板面の角度は道路に対し垂直、IC近くに設置 高さ 地上5m以下 面積 1面3㎡以内（5者以上の協同表示は1面 10㎡以内、1者当たり2㎡以内） 案内表示のスペースは板面の表示面積の1/3以上 脚の色彩はダークブラウン
	案内	案内表示のスペースは板面の表示面積の1/3以上	面積 1面1.2㎡以内（5者以上 の協同表示は1面5㎡ 以内、1者当たり1㎡以 内）	案内	
	一般	掲示不可	地の色彩はダークブラ ウン、文字等は白色	一般	掲示不可
屋上広告	自家	掲示不可		自家	高さ 建物の高さの2/3以内かつ10m以下 壁面からの突出不可、木造建築物の上不可
	案内一般	掲示不可		案内一般	掲示不可
壁面突出広告	自家	掲示不可	下端 歩道上は地上2.5m 以上、車道上は地上 4.7m以上 壁面の上端以下 外壁からの出幅1.5m以下 複数の場合出幅を揃える 面積 1面10㎡以内	自家	下端 歩道上は地上2.5m以上、 車道上は地上4.7m以上 壁面の上端以下 外壁からの出幅1.5m以下 面積 1面20㎡以内
	案内一般	掲示不可		案内一般	掲示不可
壁面利用広告	自家	面積 1面4㎡以内	面積 1面10㎡以内	自家	面積 〈壁面1面が300㎡未満〉 壁面積1/5以内または15㎡以内 〈壁面1面が300㎡以上〉 壁面積1/10以内または60㎡以内 壁面の端からの突出不可、窓等の開口部不可
	案内一般	掲示不可		案内一般	掲示不可

■ 屋外広告物の許可の基準の概要④ 広告整備地区

広告物の種類	区分	葦山反射炉周辺広告整備地区		区分	国道136号バイパス沿道広告整備地区
		葦山反射炉周辺ゾーン	葦山反射炉アクセスゾーン		
塀利用の看板 	自家	面積 1面4㎡以内	面積 1面10㎡以内	自家	面積 〈塀1面が300㎡未満〉 塀面積1/5以内または15㎡以内 〈塀1面が300㎡以上〉 塀面積1/10以内または60㎡以内 塀の上端や両端からの突出不可
	案内一般	塀の上端や両端からの突出不可		案内一般	掲示不可
アーケードに 添加する広告物	自家 案内一般	掲示不可		自家 案内一般	掲示不可
電柱・街灯柱 等を利用する 広告物 	自家	突き出すもの 規格 縦1.2m以下、横0.4m以下 下端 歩道上は地上2.5m以上、 車道上は地上4.7m以上 個数 1本につき1個 巻き付けるもの 面積 1本当たりの合計1㎡以内		自家 案内	突き出すもの 規格 縦1.2m以下、横0.4m以下 下端 歩道上は地上2.5m以上、 車道上は地上4.7m以上 個数 1本につき1個 巻き付けるもの 面積 1本当たりの合計1㎡以内
	案内	上記の自家の基準 色彩は2色以内 地は電柱等と同系色、 文字等は白色	上記の自家の基準		
	一般	掲示不可		一般	掲示不可
消火栓標識柱 を利用する 広告物 	自家	つり下げるもの 規格 縦0.4m以下、横0.8m以下 下端 歩道上は地上2.5m以上、 車道上は地上4.7m以上 個数 1本につき1個		自家 案内	つり下げるもの 規格 縦0.4m以下、横0.8m以下 下端 歩道上は地上2.5m以上、 車道上は地上4.7m以上 個数 1本につき1個
	案内	上記の自家の基準 色彩は2色以内 地に黒及び高彩度色不可	上記の自家の基準		
	一般	掲示不可		一般	掲示不可
はり紙・ はり札・ 立看板 	自家	面積 1面1.5㎡以内 建物正面又は道路に面している壁面以外への 表示不可 複数設置する場合は一箇所にまとめる 壁面・塀の上端や両端からの突出不可、 窓等の開口部不可		自家 *3	面積 〈壁面・塀1面が300㎡未満〉 壁・塀面積1/5以内または15㎡以内 〈壁面・塀1面が300㎡以上〉 壁・塀面積1/10以内または60㎡以内 壁面・塀の上端や両端からの突出不可、 窓等の開口部不可
	案内一般	掲示不可		案内一般	掲示不可
アド バルーン 	自家 案内一般	掲示不可		自家	規格 縦20m以下、横1.5m以下、ロープの長さは取付箇所から50m以下
				案内一般	掲示不可
広告幕 	自家	道路を横断するもの 幅1m以下、下端は地上5m以上 壁面・塀を利用するもの 面積 1面2㎡以内 壁面・塀の上端や両端からの突出不可、 窓等の開口部不可		自家	道路を横断するもの 幅1m以下、下端は地上5m以上 壁面・塀を利用するもの 上記*3を参照
	案内一般	掲示不可		案内一般	掲示不可
のぼり 	自家	1本当たり1面2㎡以内 道路境界から5m以内の場合、相互間隔は5m以上 年間100日以内、1敷地内8点以内		自家	1本当たり1面2㎡以内 道路境界から5m以内の場合、相互間隔は5m以上 年間100日以内、1敷地内8点以内
	案内一般	掲示不可		案内一般	掲示不可

< 葦山反射炉周辺広告整備地区の共通の基準 >

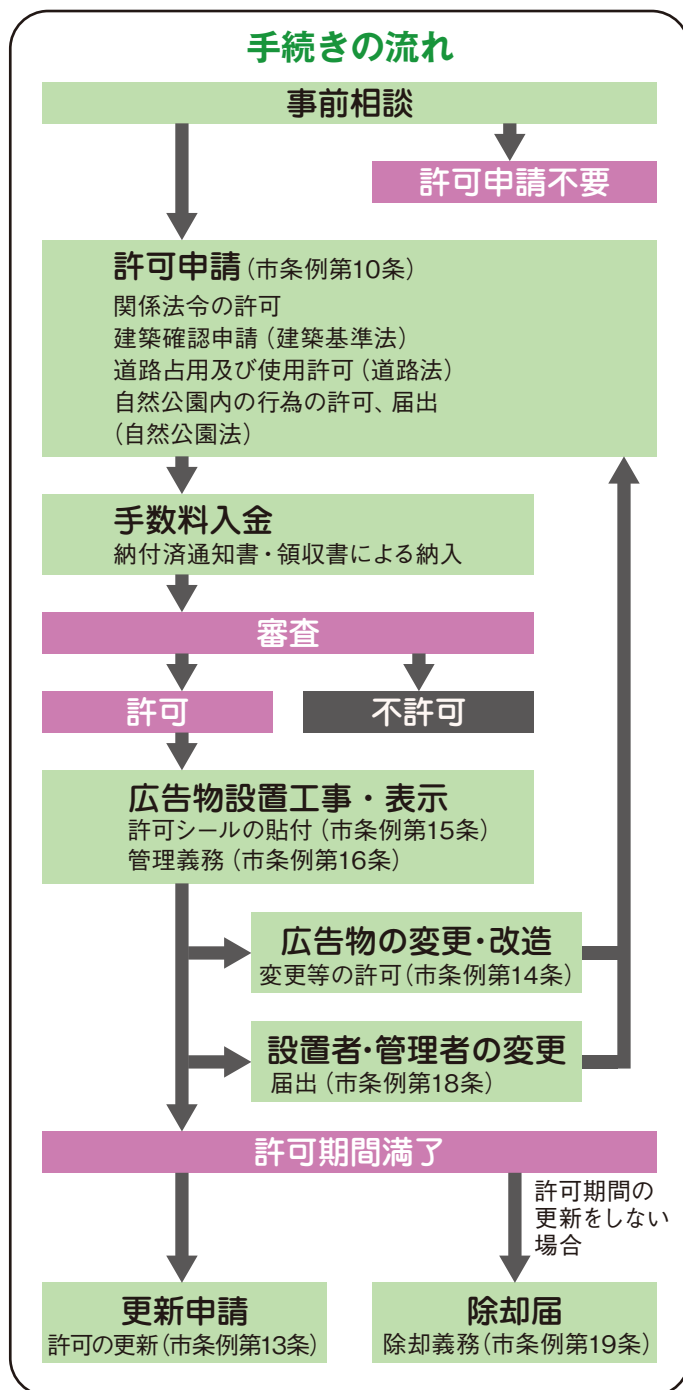
- ・ < 共通の基準 > a～g と同様。その他に以下の内容を追加。
- ・ 外観は、周辺の景観と調和したもの。
- ・ 照明の使用は必要最小限とする。

< 国道136号バイパス沿道広告整備地区の共通の基準 >

- ・ < 共通の基準 > a～h と同様。

6 許可申請手続きの流れ

景観の維持及び危険防止を図るため、多くの屋外広告物は、市条例に基づく伊豆の国市長の許可が必要となります。



【広告物を掲出する方へのお願い】

事前にご相談ください

屋外広告物の多くは許可が必要です。許可申請に先立ち、担当課へご相談ください。

許可申請に伴い手数料がかかります

設置・表示する広告物の数や表示面積に応じて所要の申請審査手数料がかかります。詳細は担当課までお問い合わせください。

関係法令の許可が必要となる場合があります

道路を占有・使用する場合には、道路占用許可や道路使用許可が必要となります。また、高さが4mを超える広告塔や広告板を設置する場合には建築確認が必要です。（関係課へご相談ください）

各申請書は市のホームページからダウンロードできます

新規・変更・更新・除却の届出に必要な書類は担当課にご確認ください。

伊豆の国市 屋外広告物 [Q 検索](#)

許可シールを貼ってください

許可を受けた広告物へは、発行する許可シールを貼るとともに、適正な管理に努めてください。

安全点検を行ってください

広告物の倒壊や落下による事故を防ぐため、定期的に安全点検を実施し、常に良好な状態を保つようにしてください。

建築確認が必要な広告物を設置するときは、屋外広告物業の届出を行った者、または講習会修了者など、管理者を置かなければならないこととなっています。

許可の有効期限を守ってください

許可の有効期間は通常3年です。また、はり紙やはり札、立て看板などの簡易広告物は30日以内です。表示の必要がなくなったときは、速やかに除却してください。（除却届）

許可の有効期限後も引き続き表示するときは、更新の手続きを行ってください。

お問い合わせ先

屋外広告物に関すること

伊豆の国市都市整備部都市計画課
〒410-2292
静岡県伊豆の国市長岡340番地の1
TEL 055-948-2909
FAX 055-948-1468

建築確認に関すること

静岡県沼津土木事務所建築住宅課
〒410-0055
静岡県沼津市高島本町1-3
TEL 055-920-2224
FAX 055-926-5527

道路占用及び使用に関すること

伊豆の国市都市整備部建設課
〒410-2292
静岡県伊豆の国市長岡340番地の1
TEL 055-948-2908
FAX 055-948-1468